

4 碧南ふれあい相談支援事業所（基幹相談支援センター）

碧南ふれあい相談支援事業所は、障害（児）者の方の生活や福祉サービスに関することなどの相談に応じ、地域での暮らしを支援します。また、碧南市における基幹相談支援センターとして、地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談や関係機関の連絡調整を行います。

1 相談内容

- (1) 生活、医療、福祉に関すること
- (2) 福祉制度、福祉サービスに関する情報提供、利用支援
- (3) 関係機関、事業所との連絡調整
- (4) 障害者の権利擁護・虐待の防止に関すること

2 相談方法

電話、来所及び自宅への訪問相談が可能です。電話等が難しい方は、FAX及びEメール（相談専用）での相談も可能です。

3 相談窓口

碧南ふれあい相談支援事業所（碧南市社会福祉協議会内）

場 所 碧南市山神町8丁目35番地

電 話 0566-46-3701

FAX 0566-48-6522

Eメール soudanshien@hekinan-shakyo.jp

5 碧南市障害者就労相談支援事業所

就業生活における自立を図るための相談援助を行い、個々の能力、希望に応じた生活ができるように支援を行います。

1 相談内容

就労希望についての面談、事業所訪問など（職業の斡旋は行っておりません）。本人だけでなく、家族や会社からの相談も受け付けています。

2 相談方法

社会福祉協議会へ事前に電話等でお申し込みください。

3 相談窓口

碧南市障害者就労相談支援事業所（碧南市社会福祉協議会内）

場 所 碧南市山神町8丁目35番地

電 話 0566-46-3701

FAX 0566-48-6522

6 障害者の職業・就業相談

障害者の方の職業や就業に関する相談をお受けしています。

1 職業相談・紹介（ハローワーク）

障害者の職業の相談や職業紹介を行っています。

(1) 刈谷公共職業安定所（ハローワーク刈谷）

刈谷市若松町1丁目46番地3

電話 0566-21-5001

※手話による職業相談を行っています。相談日時はハローワークにお尋ねください。

(2) 刈谷公共職業安定所 碧南出張所（ハローワーク碧南）

碧南市浅間町1丁目41番地4

電話 0566-41-0327 FAX 0566-48-2263

2 愛知障害者職業センター

就職を目指している方、職場で適応のための相談を希望される方、事故や病気で休職している方で職場復帰に取り組まれている方等のご相談や支援を提供しています。

名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5F

電話 052-218-2380 FAX 052-218-2379

3 西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」

職業生活における自立を図るために支援対象障害者に対して、自ら所有する施設における職業準備訓練の実施、就業に関する指導・助言を行います。

刈谷市新栄町7丁目73番地 フラワービル

電話 0566-70-9696 FAX 0566-70-7296

4 その他

障害者を対象とした職業能力開発施設などもあります。

詳しくは、ハローワーク等にお尋ねください。

7 成年後見制度に関する相談

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

1 成年後見制度の種類

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が契約した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約に効力が生じます。		

援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

2 相談先

(1) 碧南市成年後見支援センター（碧南市社会福祉協議会）

電話や窓口で成年後見制度利用に関する相談に応じるとともに、成年後見制度の情報提供を行います。

電話 0566-46-3701

(2) 高齢者関係

ア 碧南市役所 高齢介護課 高齢福祉係

電話 0566-95-9888

イ 碧南社協地域包括支援センター（碧南市社会福祉協議会、宮下住宅内西端出張所）
担当地区：新川、西端

電話 碧南社協地域包括支援センター：0566-46-3840

西端出張所：0566-48-3811

ウ 碧南東部地域包括支援センター（東部市民プラザ）

担当地区：旭、中央

電話 0566-93-1191

エ 碧南南部地域包括支援センター（結いの家 ご縁 2階）

担当地区：棚尾、大浜

電話 0566-46-5282

(3) 障害者関係

ア 碧南市役所 福祉課 社会福祉係

電話 0566-95-9884

イ 碧南市基幹相談支援センター（碧南市社会福祉協議会）

電話 0566-46-3701

(4) 手続き、必要書類、費用等について

名古屋家庭裁判所 岡崎支部

電話 0564-51-8970

8 障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利などが脅かされることを防ぐ法律です。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が必要な場合があります。問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげることが大切です。「気になるな…」「ちょっと心配」と感じたら、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出をした人の情報は守ります。

1 問い合わせ・通報先

碧南市障害者虐待防止センター

平日 碧南市役所福祉課社会福祉係

TEL 0566-41-3377（虐待通報専用回線）

FAX 0566-48-2940

平日の夜間・土日祝日 碧南市社会福祉協議会

TEL 090-3833-4701（虐待通報専用回線）

2 障害者虐待防止法の対象者

身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者を含む。）・その他心身の障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人（障害者手帳所持者に限らない。）

3 障害者虐待の種類

- (1) 養護者（家族や親族）による虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者などによる虐待
- (3) 使用者（障害者を雇っている事業主など）による虐待

4 これらの行為は虐待にあたります。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 身体的虐待 | 暴力を加えたり、正当な理由なく身体を拘束することなど |
| (2) 放棄・放任 | 食事や入浴、排泄などの世話をしないこと |
| (3) 心理的虐待 | 著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など |
| (4) 性的虐待 | わいせつな行為をしたり、させることなど |
| (5) 経済的虐待 | 本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど |

9 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定め、障害のある方への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を求めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

1 問い合わせ・相談先

碧南市役所福祉課社会福祉係

電話 0566-95-9884

2 不当な差別的取扱いとは

以下のような、障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

- (1) 障害を理由に窓口対応を拒否したり、順序を後回しにする。
- (2) 障害を理由に説明会やシンポジウムなどの出席を拒んだり、資料などの提供を拒む。
- (3) 本人を無視して、介助者や支援者、付き添い者のみに話をする。

3 合理的配慮とは

以下のような、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことです。

- (1) 視覚障害者に対して、「これ」「このくらい」などの指示代名詞を使わず、具体的に説明をする。
- (2) 聴覚障害者に対して、筆談、読み上げ、手話、身振りなどの目で見て分かるコミュニケーション手段を用いる。
- (3) 車いす利用者に対して、扉の開閉、壁面の照明スイッチの操作等、移動をサポートする。
- (4) 意思疎通が不得意な障害者に対して、本人に分かる方法（図や書面等）で意思を確認する。

※正当な理由があり、サービスの提供を拒否することなどが必要となる場合や、負担が重すぎるため、合理的配慮を行うことができない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めることが望めます。

4 碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

碧南市では、障害者差別解消法基本方針に即し、職員が適切に対応するための対応要領を定めています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/fukushi_kodomo/fukushi/syakaihukushi/1160.html



10 こころの健康に関する相談等

こころの健康に関する相談・事業を愛知県精神保健福祉センターと衣浦東部保健所で以下の事業を行っています。相談は、碧南市役所福祉課でもお受けします。

1 衣浦東部保健所

(1) こころの相談

予約先：健康支援課 電話0566-21-9337

不眠、情緒不安定、うつ、ひきこもり、幻覚、妄想、アルコール依存及び思春期の問題などのこころの健康に関すること、社会復帰に関すること、公的制度に関すること、家族の対応に関することなどの相談に応じています。相談は予約制です。（ただし、電話による相談は予約不要です。）

ア こころの健康医師相談（医師による面接相談）

イ アルコール相談（医師、相談員による専門相談）

(2) 交流の場

申込先：健康支援課 電話0566-21-9337

こころの病を持つ人の家族同士が交流を図ったり、こころの病のこと、福祉制度等を学ぶ場を設けています。開催日時、場所等は以下のホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinuura-hc/0000013573.html>



2 愛知県精神保健福祉センター

(1) メンタルヘルス相談・精神保健福祉相談

予約先：052-962-5377

こころの健康相談をはじめとする、精神保健福祉全般の相談に応じています。面接相談は予約が必要です。

予約受付：平日 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

(2) Eメール相談 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seishin-c/soudan-mail.html>

あいち電子申請・届出システムを通じて相談を受け付けています。匿名での相談が可能で、秘密は固く守られます。

(3) ひきこもり相談

専用電話：052-962-3088

専用電話及び面接相談（要予約）

受付日時：平日 午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

(4) 自死遺族相談

電話：052-962-5377

面接相談（要予約）

相談日：毎月第3木曜日 午後2時から午後3時30分まで

第2章 相談窓口

3 こころの健康電話相談

広く心の健康に関して、匿名で電話相談を行っています。相談の秘密は厳守されます。

(1) あいちこころほっとらいん365 連絡先：052-951-2881

職場の人間関係や近所付き合い、家族関係の悩み、不安、自殺願望等こころの問題で悩みをお持ちの方の相談に幅広く対応します。

受付日時：年中無休 午前9時から午後8時30分まで

(2) 名古屋いのちの電話 連絡先：052-931-4343

悩んでいる人達と互いによい隣人として心をかよわせ、電話を通して、悩みを聴き、心の支えになっていこうというボランティア活動です。

相談日時：年中無休 24時間

4 精神科救急情報センター 連絡先：052-681-9900

緊急に精神科に受診が必要なときに、電話で医療機関等の案内をします。

相談日時：年中無休 24時間

現在精神科診療機関で治療を受けている場合は、その診療機関への受診が最優先されます。かかりつけの医療機関がある場合は、まず主治医と連絡をおとりください。

1 1 難病に関する相談等

以下の場所で難病に関する相談等を行っています。

1 医師会難病相談室（難病相談支援センター）連絡先：052-241-4144

愛知県医師会では、病気が長期にわたったり、原因が不明、治療法が未確立というような難治性の疾患（難病）にお悩みの患者・家族の皆様に広くご利用いただくよう、愛知県医師会館に難病相談室を常設しております。

治療や療養生活をはじめ、病気になったことで生ずる社会生活上の問題、たとえば、経済的な問題や職場復帰、家庭生活、人間関係などのご相談に専門医や医療ソーシャルワーカーが応じています。詳しくは以下のホームページをご確認ください。

<https://www.aichi.med.or.jp/rd/counsel/>



2 衣浦東部保健所（難病患者・家族教室）連絡先：0566-21-9338

電話・面接・家庭訪問を行い、療養上の不安・悩み・日常生活の工夫等の相談に応じています。また、神経系難病を中心に患者・家族の集いを開催しています。詳しくはお問合せ下さい。

12 あいち発達障害者支援センター

あいち発達障害者支援センターは、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害【LD】、注意欠陥・多動性障害【ADHD】等）のある方（または心配される方）や、そのご家族の方、支援者の方の相談に対し、専門窓口や各地域での巡回相談で応じるとともに、情報提供、関係機関の職員研修や連絡調整等総合的な支援を行います。

1 電話による相談（1回あたりの相談は、30分をめぐにしています。）

- (1) 相談受付日時：毎週月曜日から金曜日まで（年末年始・祝日を除く）
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 相談専用電話：0568-88-0849

2 Eメール・FAXによる相談

- (1) 相談専用FAX：0568-88-0964
- (2) 相談専用Eメールアドレス：asca@pref.aichi.lg.jp

3 来所による相談

- (1) 相談日時：毎週月曜日と木曜日（年末年始・祝日を除く）
- (2) 電話予約が必要になります。
- (3) 予約電話：0568-88-0811（内線8109）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (4) 来所相談で診断はできません。
- (5) 1回あたりの相談は、1時間をめぐにしています。

4 その他

詳しくは、あいち発達障害者支援センターにお尋ねください。また、ホームページにて、発達障害についての様々な情報提供を行っています。

あいち発達障害者支援センター（愛知県医療療育総合センター内）

〒480-0392 春日井市神屋町713番地8

電話 0568-88-0811（内線8109）

FAX 0566-88-0964

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/site/asca/asca21.html>



13 手話通訳者の設置

設置場所：福祉課

手話通訳者が、福祉課窓口での手続きをはじめ、市役所内での手話通訳をします。

1 手話通訳者の設置日時

毎週金曜日（祝日、年末年始を除きます。）

午後2時から午後5時まで

2 手話通訳者の設置場所

碧南市役所 福祉課 ※必要に応じて、他の課に移動して通訳します。

3 利用料

無料

4 その他

手話を日常利用されていない方には、筆談等に対応させていただきます。